

アジア・太平洋吹奏楽指導者協会会則

第1章 名称

この組織はアジア・太平洋吹奏楽指導者協会と称し、略称を APBDA という。

第2章 目的

APBDA はアジアと太平洋地域の文化に於ける吹奏楽と吹奏楽曲の改善と発展に寄与することを目的とし、併せて世界平和に貢献する。

第3章 会員

第1項 正会員

APBDA の正会員は、亜細亜及び太平洋諸国及び地域の吹奏楽指導者協会から代表として選出された者を正会員とする。

第2項 準会員

APBDA は吹奏楽と吹奏楽に関連した事業に真に関心のある総ての個人、団体、音楽業者を準会員とすることができる。

第4章 組織

第1項 役員

APBDA には次の役員を置く。

会長 (President)

副会長 (Vice President)

事務局長 (Secretary General)

事務局次長 (Assistant Secretary)

理事 (Board of Director)

会長は次期 APBDA 総会開催国または組織からの推薦より、APBDA を代表する。次期理事会または総会開催国と協議して、第6章に上げる諸事業を企画立案する。

副会長は次次期 APBDA 総会開催国・地域が推薦し、会長を補佐する。

事務局長は会長が指名し、会長を補佐し、諸事業の実施にあたる。

事務局次長は副会長が指名し、副会長を補佐する。

理事は加盟国・地域の各協会・組織の推薦する2名とし、任期は2年とする。

総ての役員の任期は2年とし、途中選出の場合は残りの期間とする。

総ての役員の再選は妨げられない。

第2項 名誉会長、前職待遇名誉会長及び名誉会員

APBDA は、名誉会長あるいは名誉会員を置くことができる。

APBDA は、名誉会長を永年勤めた功労者に対して前職待遇名誉会長として遇することができる

第5章 総会及び理事会、運営事務局

第1項 APBDA の総会 (Conference) は隔年に開催される

第2項 APBDA の理事会は総会のない隔年に開催される

第3項 特別委員会 会長は必要に応じて特別委員会を開催することが出来る

第4項 運営事務局

APBDA には運営事務局を付設する。

運営事務局は、次期理事会と総会の開催予定国等と協議して、インターネットを通じた定期的な情報の提供を行う。

運営事務局には総会または理事会で選任される運営事務局長と運営事務副局長を置き、運営事務局のメール・アドレスを拠点とする。

運営事務局の運営には、APBDA 理事国または地域からの、年会費 100 米ドルをあて、また運営委員会がこれを管理する。

第6章 事業

第1項 APBDA の事業は次の通りとする。

- a) 吹奏楽活動、吹奏楽曲、編成、吹奏楽曲録音、吹奏楽祭その他必要な吹奏楽活動についての情報の交換。
- b) 各国・地域間の音楽的交流の促進。
- c) 各国・地域間の吹奏楽活動の後援・援助。
- d) 吹奏楽指導者の育成やグレード・テストに関する情報の交換。
- e) インターネットによる定期的情報の提供

第7章 規約の改定

この規約は総会または理事会の、3分の2以上の賛成により変更することができる。

1982 年制定

2019 年 7 月改訂

2023 年 7 月改訂

2024 年 7 月改訂